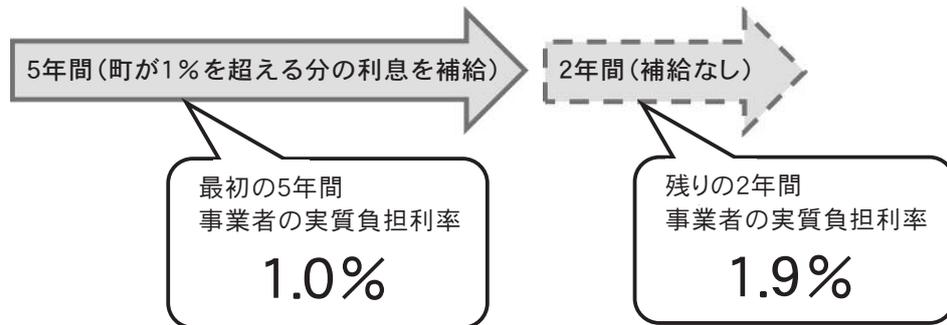


# 羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給の特例が始まります

新型コロナウイルス感染症による影響及び物価高騰に苦しむ事業者への支援拡充を図るための特例として、令和6年度から令和8年度までの3年間に限り(時限措置)、利子補給率を引き上げます。この期間中に融資を受けた資金について、特例による利子補給率で5年以内の利子補給を行います。

- ◆ **助成内容** 羽幌町中小企業特別融資制度要綱に基づく融資を受けた事業者に対し、利子の一部、北海道信用保証協会に対して支払う保証料相当額を補給し、中小企業の振興を図ります。
- ◆ **特例期間** 令和6年度から令和8年度までの3年間(時限措置)
  - ※ 特例期間中に新たに融資を受けた資金については、5年間(5年以内の貸付の場合は、その貸付期間)の特例による利子補給が受けられます
- ◆ **特例イメージ** <<特例期間中に融資を受けた場合>>  
設備資金7年(貸付利子1.9%)の貸付を受けた場合



## ◆ 制度の概要

貸付金の種類	運転資金	設備資金
貸付限度額	2,000万円	3,000万円
貸付利率 (金融機関との協定利率)	1.5% (1年以内のもの) 1.9% (1年を超えるもの)	1.9% (7年以内のもの) 2.2% (7年を超えるもの)
償還期間	5年以内	10年以内
利子補給率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転資金として借り受けた場合の利子補給率は、未償還元金に対する利息のうち年1%を超える分の利息を補給し、その補給限度率は年2%以内とします。 (※通常時の補給率は、年2%を超える分の利息を補給)</li> <li>・ 設備資金として借り受けた場合の利子補給率は、未償還元金に対する利息のうち年1%を超える分の利息を補給し、その補給限度率は年4%以内とします。 (※通常時の補給率は、年2%を超える分の利息を補給)</li> <li>・ 北海道信用保証協会に対して支払う保証料に相当する額</li> </ul>	
利子補給期間	5年以内	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年以上の営業実績があり、羽幌町商工会員であること</li> <li>・ 北海道信用保証協会が取り扱う貸付業種であること</li> </ul>	
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留萌信用金庫羽幌支店</li> <li>・ 北海道銀行羽幌支店(北海道銀行留萌支店内)</li> </ul>	

- ◆ **注意事項**
  - ・ 特例の期間と対象は、令和6年度から令和8年度までの3年間(時限措置)に決定された融資とします。
  - ・ 既に融資を受けている資金に対する利子補給は、特例の対象となりません。借り換えは対象とします。

☎ **お問合せ** 商工観光課商工労働係 ☎ 68-7007(課直通)